

「横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例」の一部改正について

1 趣旨

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（平成 16 年 3 月横浜市条例第 2 号、以下「条例」）は、平成 16 年の制定以来、平成 23 年 11 月末現在で 73 件の企業立地を認定し、市内における雇用や市内発注の増大など多くの実績を上げてきましたが、平成 24 年 3 月 31 日をもって適用期間が終了します。

一方で、人口減少社会の到来によって市内人口の減少や経済活動の縮小が懸念される中、福祉や子育て等の市民サービスを確実に提供し続けていくためには、市内中小企業の成長発展を後押しするとともに、企業の立地を促すことで法人関係の市税を安定的に確保し、本市の財政基盤を強化していくことが必要です。

そこで、引き続き企業立地を推進することを目的として、条例の適用期間を延長するとともに、支援対象や助成率等の見直しによりメリハリのある支援内容へと変更する一部改正を行います。

2 改正の内容

(1) 固定資産取得型への支援（自社ビル、研究所、工場の建設等）

ア 事務所の助成率の見直し【第 8 条第 1 項及び別表第 3・4】

本社機能の集積促進を図るため、事務所の助成率を変更します。

事業所の種類		現行条例	改正案
事務所	本社機能	8%	10%（+2ポイント）
	本社機能以外		6%（-2ポイント）
研究所		10%	変更なし
工場		8%	

イ 工場における対象要件の追加【第 2 条第 9・11 号及び別表第 2】

大企業は対象要件を追加し、その要件に合致した事業に対して支援を行います。

企業規模	改正案（追加要件）
中小企業	追加要件なし（従来どおり）
大企業	① 市内既存企業の対象要件 ・重点産業分野（※）の事業に供する工場の施設・設備 ・その他の分野は土地取得を伴うもの ② 償却資産の対象要件 機械及び装置は、取得価格が1点1千万円以上に限る

（※）重点産業分野：環境・エネルギー、医療・健康、IT

ウ 多国籍企業者への特例の新設【第 2 条第 5・10・11 号、第 8 条第 1・2 項及び別表第 4・6】

成長著しいアジア地域等の統括機能を有する多国籍企業者（※）の集積を図り、アジア等の経済成長を取り込むとともに、横浜の都市としてのブランド価値向上を図ります。

(※) 多国籍企業者【第 2 条第 5 号】

- ① 日本以外に 2 か国以上で事業展開を行う日本企業で、地域統括機能を有する者
- ② 本店所在地以外に 2 か国以上で事業活動を行う外国企業が設立した日本法人で、地域統括機能を有する者

項目	改正案（新設）
対象の立地【第 2 条第 10 号】	事務所（本社機能）又は研究所の設置 ※市内初進出に限定
特例の内容 【第 2 条第 11 号、第 8 条】	○助成率：10% → 15%（+5 ポイント） ○助成上限額：20 億円（土地 10 億円、家屋・償却資産 10 億円） → 30 億円（土地 10 億円、家屋・償却資産 20 億円） ○経済産業省のアジア拠点化推進補助金等との併給可

<固定資産取得型への支援・まとめ>

事業所の種類	現行条例		改正案		
	税 軽減	助成率 (助成上限額)	税 軽減	助成率 (助成上限額)	多国籍企業者特例
投資額 10 億円以上(中小企業 1 億円以上)					
全ての事業所	○	—	○	—	
投資額 50 億円以上(中小企業 10 億円以上)					
事務所(本社)	○	8%(20 億円)	○	10%(20 億円)	+ 5 ポイント(+ 10 億円)
事務所(本社以外)	○		○	6%(20 億円)	—
工場	○		○	8%(20 億円)	—
研究所	○	10%(20 億円)	○	10%(20 億円)	+ 5 ポイント(+ 10 億円)

(2) テナント型への支援（賃貸業務ビルへの移転等）【第 8 条第 2 項及び別表第 7、第 13 条】

本市ビジネス地区の 10%を超える空室率に加え、競合する東京都心部では平成 23 年から 25 年にかけて 80 万坪を越えるオフィス床の大量供給が予定されており、テナント誘致は一層厳しさが増す状況が想定されることから、支援内容を拡充することでインセンティブを高めます。

項目	現行条例	改正案
助成金額の割合【第 8 条】	法人市民税（法人税割額）の 1/2 相当額を助成	法人市民税（法人税割額）の全額相当額を助成
上限額・期間【第 8 条】	上限 1 億円/年（3 年間）	変更なし
多国籍企業者への特例	—	助成期間：3 年間 → 4 年間（+1 年間）
事業継続義務【第 13 条】	10 年間	7 年間（-3 年間）

(3) 市民雇用の増や市内企業の事業機会の拡大への支援【第8条の2・3及び別表第8】

条例の目的のひとつである市民雇用の増と市内企業の事業機会のより一層の拡大を図るため、企業の取組実績に応じて助成金を上乗せする仕組みを新設します。

項目		改正案（新設）				
市民雇用 【第8条の2】	要件	事業開始時と比較して3年後の市民雇用者（常用）が10%以上増加				
	支援内容	増加数に応じた助成金（上限5千万円）				
		増加数	助成額	…	増加数	助成額
		1～9人	500,000円		90～99人	45,000,000円
		10～19人	5,000,000円		100人以上	50,000,000円
		※ 20人以上は10人増につき5,000,000円ずつ加算				
市内発注 【第8条の3】	要件	土地を除く建設及び設備に係る投資額のうち、市内企業への発注額が半分以上かつ10億円以上（中小企業は1億円以上）				
	支援内容	投下資本額（土地を除く）の1%の助成金				

(4) 運用上の見直し

ア 承継【第5条】

現行条例では、承継（認定事業の全部を引継ぐこと）は被承継企業が届け出る規定となっておりますが、事前に内容把握することを条例上明確化するため、事前の承認を要件とします。

イ 認定の取消し【第6条】

現行条例では、事業開始後に助成金の交付決定を取消す規定はあるものの、撤退による事業継続義務違反などによる認定取消しの要件を定めていないため、事業開始後の事由で認定の取消しができる規定を追加します。

ウ 助成金上限額の特例（固定資産取得型のみ）【附則】

平成16年の条例制定以来8年が経過し、グローバル経済の急速な進展などによって拠点の再編・集約や新事業展開の動きが高まっていることを捉え、助成金上限額の特例（第1期は1企業1地域50億円、第2期は1企業1地域20億円）を廃止し、市内での更なる投資を促進します。

(5) 適用期間【附則】

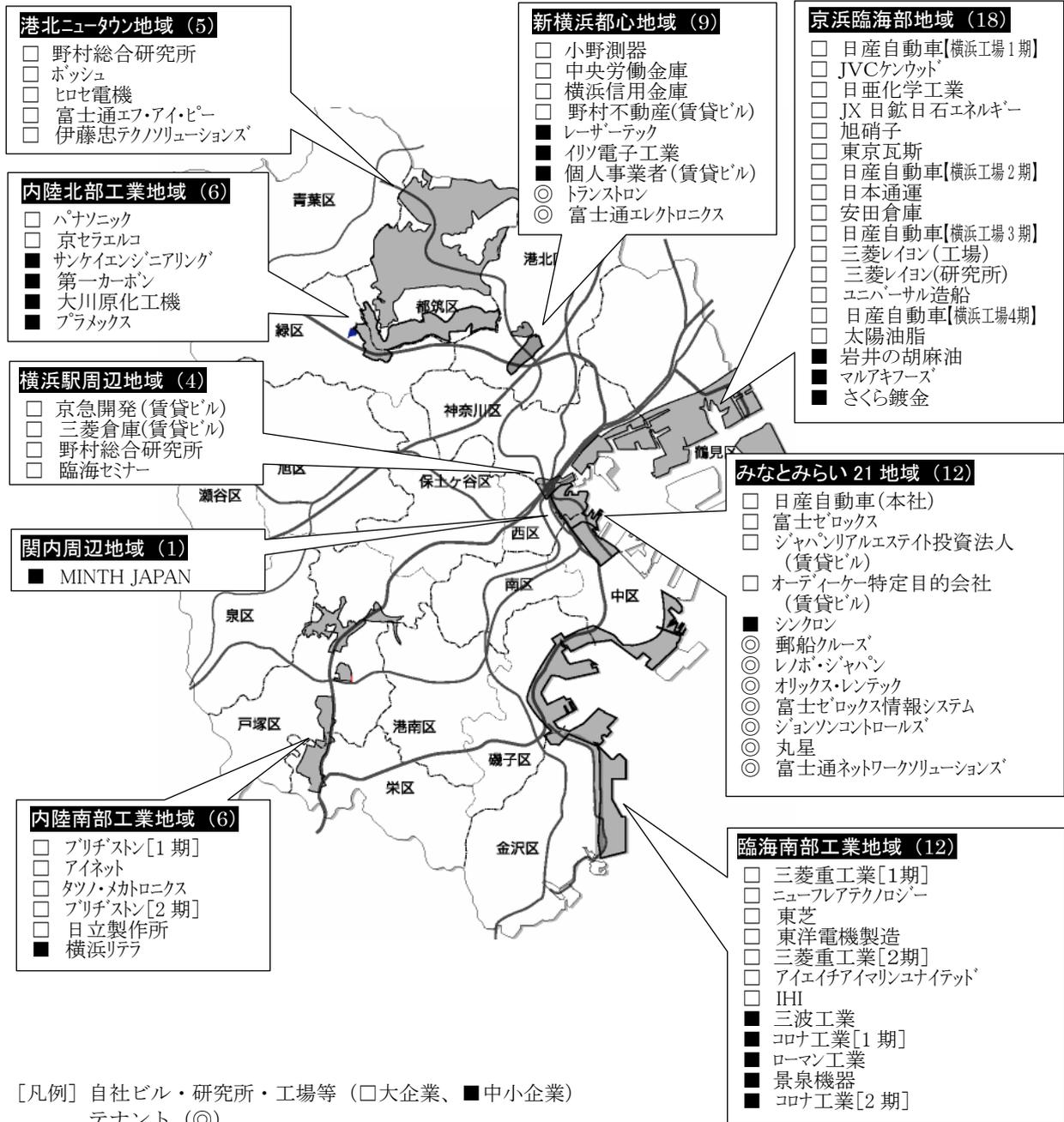
企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用する期間を定めます。

現行条例	改正案
平成21年4月1日～平成24年3月31日（3年）	平成24年4月1日～平成27年3月31日（3年）

3 施行期日

平成24年4月1日

【参考】特定地域別の認定実績（73件、平成23年11月末現在）



企業立地促進条例の概要、実績及び効果

1 これまでの企業立地促進条例の概要

特定地域で一定の条件を満たす事業所（事務所、研究所、工場）の設置等の事業計画を実施する者を認定し、市税（固定資産税及び都市計画税）の軽減措置と助成金の交付を行います。

(1) 特定地域（9 地域）

① 業務系地域（5 地域）

みなとみらい 21 地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域、港北ニュータウン地域

② 工業系地域（4 地域）

京浜臨海部地域、臨海南部工業地域、内陸南部工業地域、内陸北部工業地域

(2) 支援措置

第 1 期（5 年間） ＜適用期間：平成 16 年 4 月～平成 21 年 3 月＞		第 2 期（3 年間） ＜適用期間：平成 21 年 4 月～平成 24 年 3 月＞	
事業内容	支援内容等	対応	支援内容等
研究所・工場建設	○投資額 10 億円～50 億円未満 （中小企業 1 億円～5 億円未満） → 税軽減のみ	継続	◎助成金の内容を見直し 助成金： ・投資額の 10%（研究所） 8%（工場・自社ビル） ・上限 20 億円（土地・家屋等各 10 億円）
自社ビル建設	（税軽減：固定資産税・都市計画税 税率 1/2（5 年間））	継続	
賃貸ビル建設	○投資額 50 億円～（中小企業 5 億円～） → 税軽減及び助成金 （助成金：投資額の 10%の助成金、 上限 50 億円）	廃止	
テナント		新設	◎新たにテナント支援を開始 助成金：法人市民税（法人税割） 1/2 相当額（上限 1 億円×3 年）

2 実績と効果

(1) 認定実績（平成 23 年 11 月末現在）

これまで 73 件の事業計画を認定しました。（大企業 55 件、中小企業 18 件）

【認定事業計画の地域別・立地形態別内訳】

※（ ）内は中小企業数

		第 1 期		第 2 期		
認定 件数	業務系	自社ビル、研究所	14 件 (3 件)	業務系	自社ビル、研究所	2 件(1 件)
		賃貸ビル	6 件 (1 件)		テナント	9 件(0 件)
	工業系	工場、研究所	37 件(13 件)	工業系	工場、研究所	5 件(0 件)
	合計		57 件(17 件)	合計		16 件(1 件)

(2) 雇用効果（平成 23 年 1 月現在） ※ 事業開始済の 54 件が対象

	平成 23 年 1 月	事業開始前との比較	22 年 1 月との比較
市内雇用者数	28,550 人	20,687 人増	12,904 人増
うち市民雇用者数	10,935 人	—	3,837 人増

(3) 市内への発注状況（平成 23 年 1 月現在） ※ 事業開始済の 54 件が対象

- ・ 建設等の発注額 約 2,360 億円のうち、市内・準市内企業への発注額は約 2,150 億円（91%）となっています。
- ・ 事業活動に伴う年間発注額 約 3,130 億円のうち、市内・準市内企業への発注額は約 650 億円（20%）となっています。

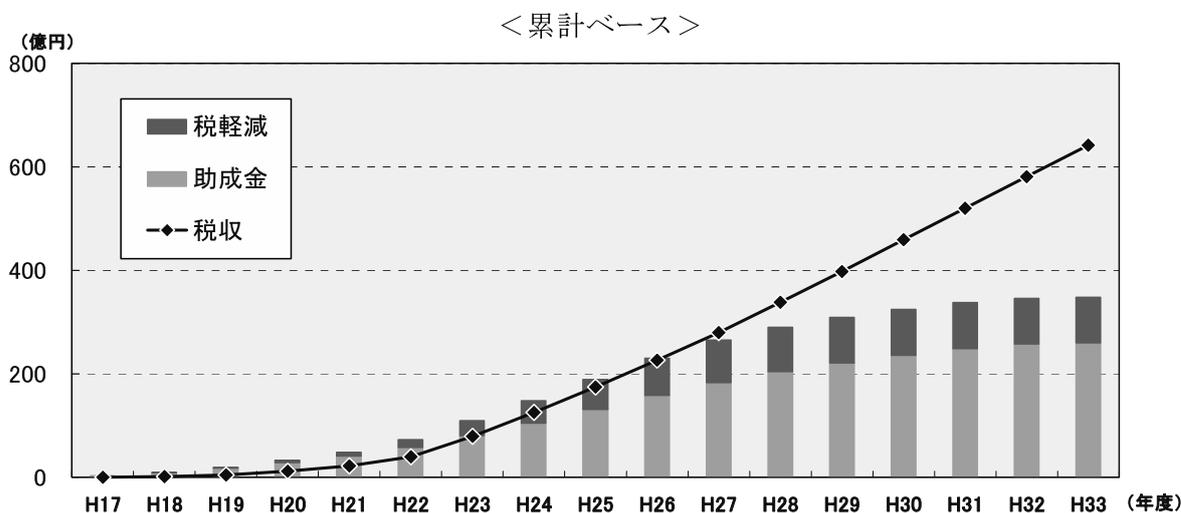
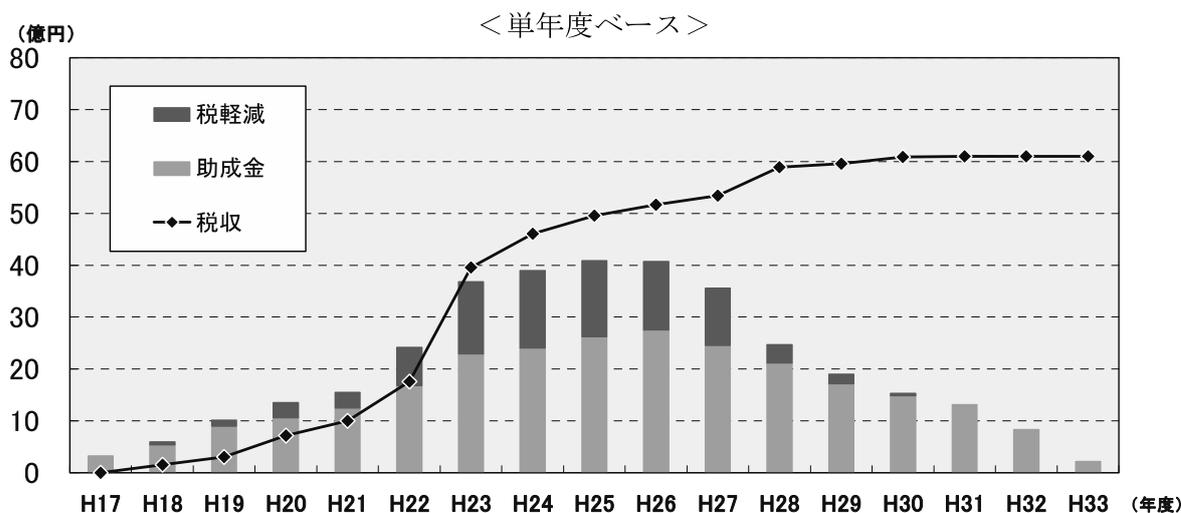
(4) 経済波及効果（認定時における試算の累計）

認定企業 73 件による経済波及効果は、建設等に伴うもので約 4,600 億円、事業活動に伴うもので約 1 兆 1,000 億円となっています。

(5) 支援額と税収額

- ・ 認定企業 73 件に対する予定支援額は、約 351 億円となっています。（助成金：約 263 億円、税軽減：約 88 億円）
- ・ 認定企業 73 件の税収額（※）は、約 642 億円となる見込みです。（平成 33 年度まで）
※ 平成 22 年度まで：税収実績、平成 23 年度以降：実績に基づく見込額
- ・ 平成 23 年度は、税収額（約 39 億円）が支援額（約 37 億円）を約 2 億円上回る見込みです。

【支援額と税収額の年度別推移】



企業立地促進条例 認定企業へのヒアリング調査結果の概要

<ヒアリング実施の目的>

今回実施したヒアリングは、前回(平成23年1月)の調査項目を基本としたものですが、質問項目や選択肢が曖昧だったものを質問の意図が明確になるよう下記のとおり変更して実施しました。

- ① 質問内容を明確化するため、「行政のサポート」という選択肢を、「市の立地助成金・税軽減」と変更しました。
- ② 立地の形態に合った質問とするため、新たに横浜に進出した企業に対しては「移転の意思決定」、既存の市内企業に対しては「投資の意思決定」という観点で質問を行いました。
- ③ 「市民雇用、市内企業の実績に応じた支援額の上乗せ」に関する質問について、前は「支援額の『増減』」に対する評価を問う聞き方で、基礎的な支援額も減少する可能性があるとの誤解を与えたため、今回は「支援額の『上乗せ』」に限定して質問しました。

<実施概要>

○対象企業:62件 [前回:54件] ※事業開始済の企業が対象 ○実施時期:平成24年1月中旬～2月上旬

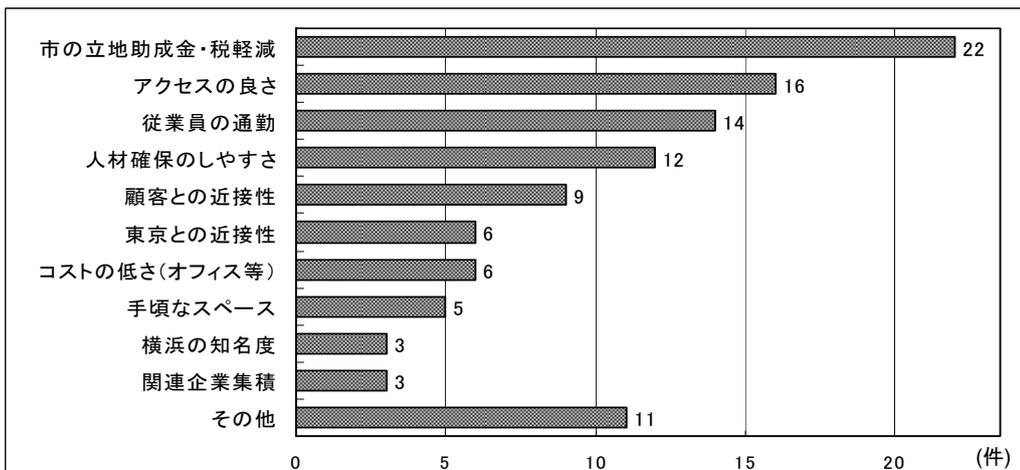
<結果概要>

○前回調査から設問を変更したものの結果を掲載

1. 横浜への投資（移転）を検討する際に特に重視したこと（3つまで選択）

※ 今回は、前回の「行政のサポート」という選択肢を「市の立地助成金・税軽減」という選択肢に変更

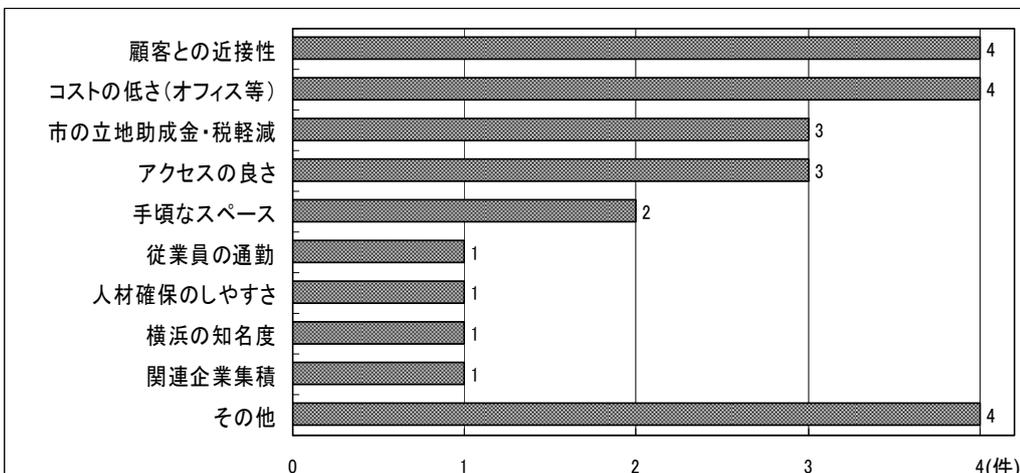
【固定資産取得型（54件）】



～参考:前回の結果～
(件)

- ① アクセスの良さ 26
- ② 従業員の通勤 15
- ② 人材確保のしやすさ 15
- ④ 行政のサポート 12
- ④ 東京との近接性 12

【テナント型（8件）】



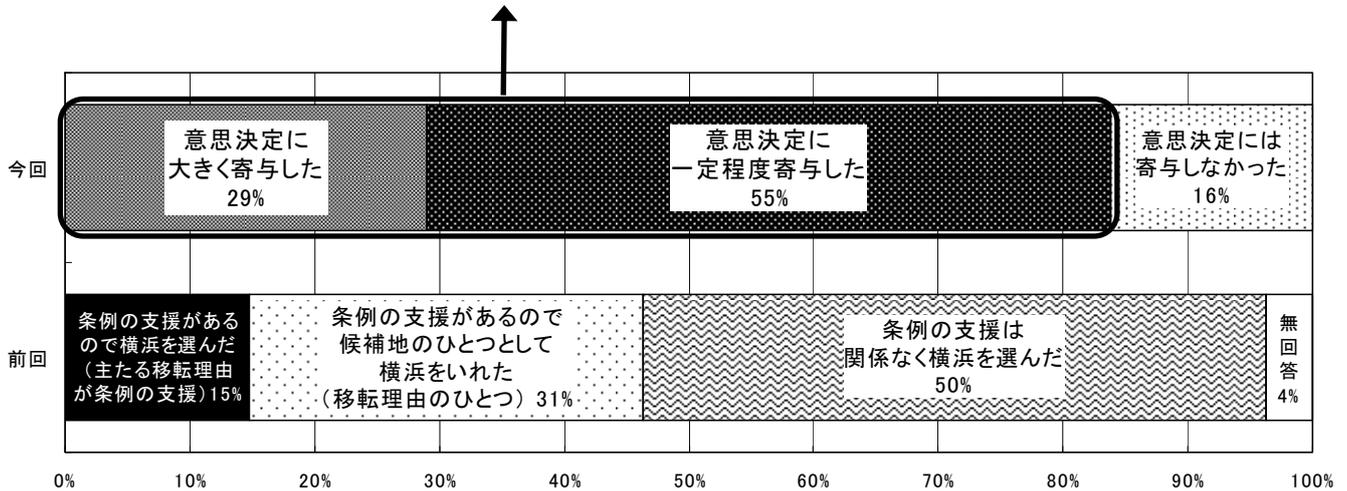
～参考:前回の結果～
(件)

- ① コストの低さ(オフィス等) 3
- ② 東京との近接性 2
- ② アクセスの良さ 2
- ② 手頃なスペース 2
- ② 関連企業等の集積 2

※ 行政のサポート 0

2. 横浜市の助成金・税軽減が投資（移転）の決定にどの程度寄与したか

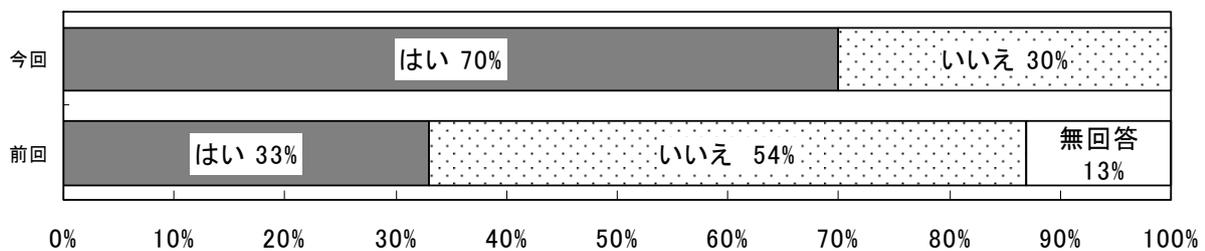
8割以上の企業が「意思決定に大きく寄与」「意思決定に一定程度寄与」と回答



前回は「市外からの立地」を前提に質問したため、「既存市内企業の投資」に与えた影響がとらえられなかった。

→ 今回は、「投資や移転の意思決定への関与」という観点での聞き方で質問したところ、**条例が寄与したと回答した企業が前回の46%から今回は84%に増加**。

3. 市民雇用、市内発注の実績に応じて支援額が上乘せされる制度に魅力はあるか



前回は「支援額が増減する制度は魅力的か」という質問であり、この制度を評価した企業は33%。

→ 今回は、**実績に応じて支援額が上乘せされる制度**に関する質問であり、70%の企業がこの制度を評価。